

○経済産業省告示第百七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業省告示第百五十一号（輸出貿易管理令別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるもの）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月九日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>輸出貿易管理令別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものは、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第</p>	<p>輸出貿易管理令別表第二の一九の項の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>

二十二号) 別表第一の一の項に掲げるものと
する。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

一| 人全血液

二| 人赤血球液

三| 洗浄人赤血球液

四| 解凍人赤血球液

五| 新鮮凍結人血漿しょうじょう

六| 人血小板濃厚液

七| 合成血

附 則

この告示は、令和七年七月十六日から施行する。